

# 高裁なごや vol. 34

## 平成29年度 「法の日」週間広報行事

毎年10月1日から7日までの「法の日」週間にちなみ、裁判所、検察庁、弁護士会、法務局では、さまざまな行事を開催しています。

名古屋高等裁判所では、次の行事を開催しました。

### 1 裁判所・検察庁・弁護士会合同企画

#### 「裁判を体験してみませんか？」開催報告

10月16日(月)の午後、裁判所・検察庁・弁護士会の共催で、模擬裁判、模擬評議及び業務説明を行う広報行事を開催しました。

まず、参加者の皆様には、裁判官・検察官・弁護士等が演じる模擬の刑事裁判を御覧いただきました。そして、その刑事裁判の被告人(起訴された人)が有罪か無罪かを考えていただいた上で、10人程度のグループに分かれて意見交換(模擬評議)を行いました。

国民の皆様に参加していただく裁判員裁判では、有罪か無罪かだけでなく、どのような刑にするのかも評議で話し合うこととなります。今回の行事では、模擬ということもあり、有罪か無罪かのみについて話し合いを行いました。参加者の皆様には、評議の雰囲気味わっていただけたかと思えます。



(模擬裁判の様子)

模擬評議の後には、それぞれの庁(会)が業務の説明を行いました。ここでは、裁

判所の説明について御紹介します。まず、裁判所の職員が、裁判制度や、裁判所で働く職員等の仕事の説明を行いました。次に、現役の裁判官が、裁判官の仕事についての説明を行い、参加者の方からの質問にもお答えしました。



(裁判所の説明の様子)

#### 【参加された方の声】

- 初めて参加させていただきましたが、有罪無罪双方ともなるほどと思え、すごく勉強になる討論でした。
- 専門家の話も貴重でよかったです。模擬評議で参加者の方のいろいろな意見を聞いて、自分にない見方があることを知り、役に立ちました。
- 法曹三者の仕事を聞けて良かった。
- いろいろな意見、考え方を聞き、知ることができて、とても勉強になりました。また参加したいし、通常の裁判傍聴もしてみたいと思いました。法曹界に興味が湧きました。

## 2 名古屋高等裁判所・名古屋家庭裁判所合同企画

### 「WHAT'S 家庭裁判所調査官？ ～行動科学の専門

#### 職とは～」開催報告

10月27日(金)の午後、名古屋高等裁判所と名古屋家庭裁判所との合同で、家庭裁判所調査官の役割や、その重要性について知っていただくための企画を開催しました。

家庭裁判所では、罪を犯した少年等を更生させるために処分を決定する「少年事件」と、家庭の中で生じた問題を解決する「家事事件」等を扱っていますが、家庭裁判所調査官は、少年事件で、少年が非行に至った動機や経緯、生育歴、性格、生活環境等の調査を行ったり、家事事件で、子どもの養育状況等に関する調査を行ったりしています。

今回の行事では、少年事件と家事事件を担当している現役の家庭裁判所調査

官が、参加者の皆様に対し、ビデオ等を御覧いただきながら、仕事についての説明を行いました。

説明の後で、参加者の皆さまには、家庭裁判所庁舎内の施設を見学していただきました。普段は公開されていない場所もあり、興味を持っていただけたことと思います。



(家庭裁判所調査官による説明の様子)

**【参加された方の声】**

- 家庭裁判所調査官という仕事があることを知りました。とてもやりがいのある仕事だなと感じました。
- 普段は入室できない所まで案内していただいたため、とても有意義な時間になりました。また、疑問点にも丁寧にお答えいただき、より興味を持つことができました。
- 普段見ることのない家裁の中を案内して説明していただき、家庭裁判所調査官の方のお話も聞けて裁判所を少し理解することができたと思います。このような機会を増やしていただくと司法をもっと身近に感じることができると思います。